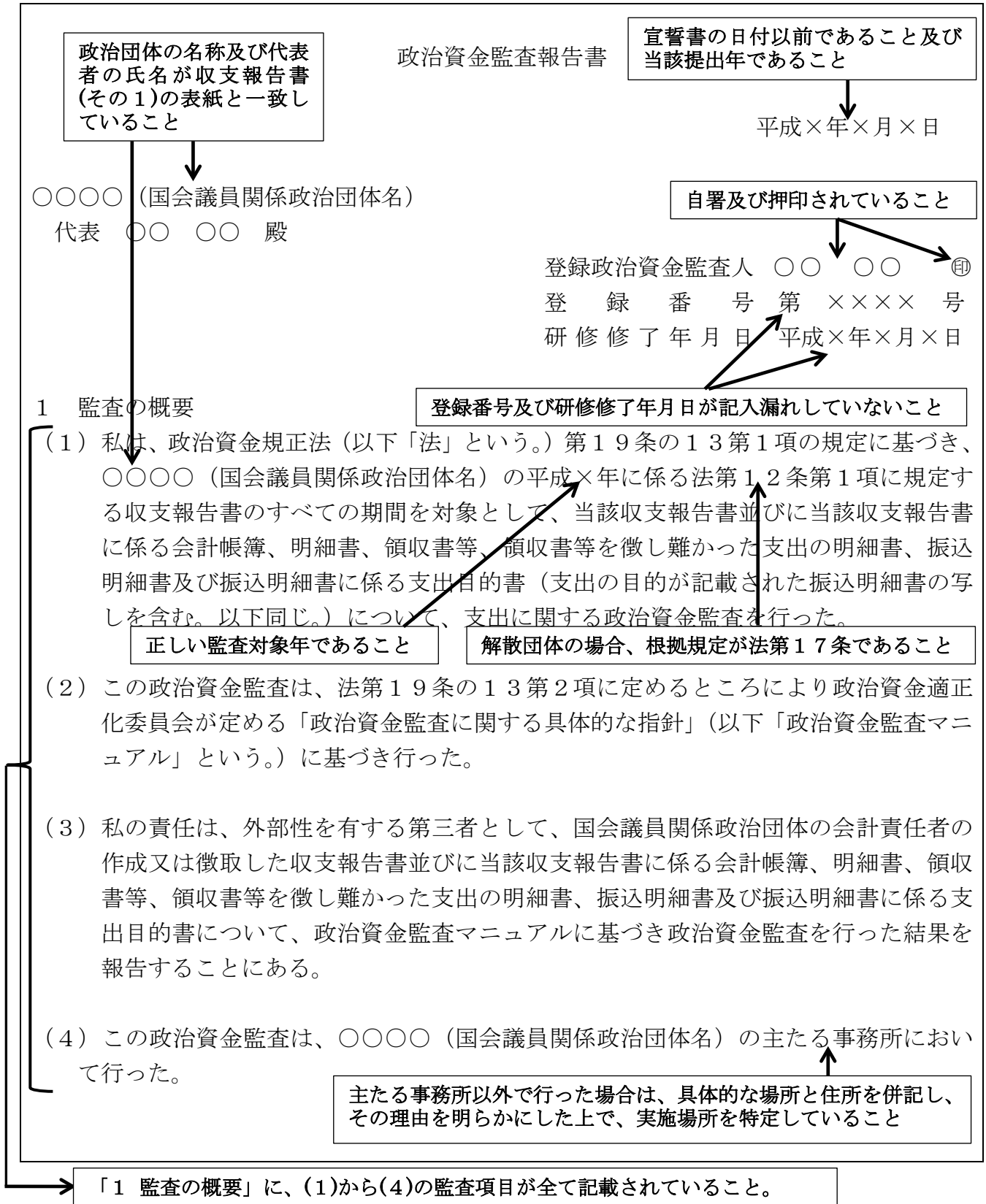


都道府県選挙管理委員会から報告を 求めるための確認項目（仮称）（案2）

（1）政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合



解散団体の場合、根拠規定が法第17条であること。また、「1 監査の概要 (1)」の根拠規定と同じであること

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

「2 監査の結果」に、(1)から(4)の監査事項が全て記載されていること。

団体名が収支報告書(その1)の表紙と一致していること。

3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

政治資金監査報告書が、省令で規定されている「1 監査の概要」、「2 監査の結果」及び「3 業務制限」の3つの項目から構成されており、A4の用紙で作成されていること